

四日市市訓令第3号

庁 中 一 般
各 公 所

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に関する規程

(四日市市職員の補職に関する規程の一部改正)

第1条 四日市市職員の補職に関する規程(昭和32年四日市市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
第1条 市職員(消防職員及び <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(任用の方法を考慮して市長が定める者を除く)</u> は除く。)の補職については次のとおりとする。 <table><tr><td>採用試験の区分</td><td>補職名</td></tr><tr><td>(1)から(3)まで (略)</td><td></td></tr><tr><td>(4) <u>会計年度任用職員</u></td><td><u>会計年度任用職員</u></td></tr></table>	採用試験の区分	補職名	(1)から(3)まで (略)		(4) <u>会計年度任用職員</u>	<u>会計年度任用職員</u>	第1条 市職員(消防職員及び <u>臨時的任用職員</u> は除く。)の補職については次のとおりとする。 <table><tr><td>採用試験の区分</td><td>補職名</td></tr><tr><td>(1)から(3)まで (略)</td><td></td></tr><tr><td>(4) <u>嘱託</u></td><td><u>嘱託</u></td></tr></table>	採用試験の区分	補職名	(1)から(3)まで (略)		(4) <u>嘱託</u>	<u>嘱託</u>
採用試験の区分	補職名												
(1)から(3)まで (略)													
(4) <u>会計年度任用職員</u>	<u>会計年度任用職員</u>												
採用試験の区分	補職名												
(1)から(3)まで (略)													
(4) <u>嘱託</u>	<u>嘱託</u>												

(四日市市辞令式規程の一部改正)

第2条 四日市市辞令式規程(昭和59年四日市市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後
別表(第3条関係)

発令事項		発令形式	備考
採用	(略)		会計年度任用職員のうち、短時間のものにあつては、「〇級〇号給を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる」を削り、「〇〇部〇〇課勤務を命ずる」とする。
	会計年度任用職員	氏名 会計年度任用職員に任ずる 〇級〇号給を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 任期は〇〇年〇月〇日までとする	
(略)			

改正前			
別表（第3条関係）			
発令事項		発令形式	備考
採用	(略)		
	嘱託	氏名 嘱託に任ずる 月手当〇〇円を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 期間は〇〇年〇月〇日までとする	
(略)			

（新規採用に関する規程の一部改正）

第3条 新規採用に関する規程（昭和62年四日市市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 職員の採用は、その任命の日から起算して6箇月を条件付採用期間（以下「試用期間」という。）とする。	第1条 <u>臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き</u> 、職員の採用は、その任命の日から起算して6箇月を条

<p>第3条 職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前2条の規定の適用については、第1条中「6箇月」とあるのは「1箇月」と、第2条各号列記以外の部分中「1年」とあるのは「当該職員の任期」と、同条第1号中「90日以下である」とあるのは「15日に満たない」とする。</p>	<p>件付採用期間（以下「試用期間」という。）とする。</p>
<p>第4条 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p>
<p>第5条 （略）</p>	<p>第4条 （略）</p>

（四日市市職員安全衛生管理規程の一部改正）

第4条 四日市市職員安全衛生管理規程（昭和62年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第23条関係）				
種類	対象者	検査項目	回数	備考
(略)				
(15) 特定化学物質従事者検診	業務上特定化学物質を使用する職員	ア 業務歴、既往歴、経歴の調査 イ 自・他覚症状の有無の健診 ウ 尿検査（蛋白、糖） エ 聴力（会話法）	年2回	
(16) 麻しん風し	麻しん風しん	ア 業務歴、既往歴、罹患歴、	随時	

ん検診	患者と接触する業務に従事する可能性のある保健予防課の保健師	予防接種歴の調査 イ 麻疹、風疹抗体検査		

別表第 2 (第 2 4 条関係)

健康診断を受診しなくてもよい職員

(略)
(5) 市が実施する健康診断の検査項目について、他の医療機関で受診した職員

改正前

別表第 1 (第 2 3 条関係)

種類	対象者	検査項目	回数	備考
(略)				
(15) 特定化学物質従事者検診	業務上特定化学物質を使用する職員	ア 業務歴、既往歴、経歴の調査 イ 自・他覚症状の有無の健診 ウ 尿検査 (蛋白、糖) エ 聴力 (会話法)	年 2 回	

別表第 2 (第 2 4 条関係)

健康診断を受診しなくてもよい職員

(略)
(5) 短期人間ドック受診職員
(6) 非常勤職員で、本庁以外で健康診断を受診できる職員

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)